

自動車事故報告書の記載例

別記様式（第3条関係）

（表）

報告書は3部提出すること

自動車事故報告書

国土交通大臣 国土 太郎 殿

自動車の使用者の氏名又は名称 北陸信越運輸株式会社

住 所 新潟県新潟市中央区万代2-2-1

電話番号 025-244-7579

平成 22 年 7 月 15 日 提出

☆発生日時	平成 22 年 6 月 20 日 21 時 30 分	☆路線名又は道路名	国道 17号線
天 候	1 晴れ 2 曇 (3) 雨 4 雪 5 霧 6 その他		
☆発生場所	新潟 都道 小千谷区(市) 三仏生区(町) 3547-12番地	☆自動車登録番号又は車両番号	
☆当該自動車の使用の本拠の名称及び位置	北陸信越運輸株式会社 長岡営業所 新潟県長岡市撰田屋町2643-1	長岡 100あ 49 長岡 100あ 449	

☆当時の状況

当該営業所の運転者〇〇は、6月20日午後5時に出社し、乗務前点呼を午後6時30分に受け、荷主の●●に向け出庫した。午後7時に●●に到着し荷物を積み込み、午後9時に群馬県高崎市へ向け出発した。その後、上記場所付近の国道17号線を約70キロで走行中、赤信号で停車していた乗用車3台の列に追突した。当該運転者にはケガはなかったが、最初に追突した乗用車の運転者が右足の骨折の重傷、さらに前の乗用車の運転者が首に軽傷を負った。

☆◆現場の略図（道路上の事故の場合には車線の区分を明らかにして図示すること）

☆当時の処置	乗用車側に被害者がいることを確認したため、至急消防、警察に連絡した。その後、被害者は病院に運ばれた。当該運転者は警察に取り調べを受け、長岡警察署に移動した。
☆事故の原因	脇見運転による前方停止車両の発見の遅れとスピードの出し過ぎ
☆再発防止策	乗務員全員を集め、関係法令の遵守の徹底を行った。
※備 考	

事故発生から30日以内に提出

・道路名は、国道、県道、市道等具体的に記入
・高速道路等の場合はその名称も記入
・高速道路の場合は、「上り線」、「下り線」の区分と〇〇kpを記入

けん引車が被けん引車を連結して事故を引き起こした場合に記載

・次に掲げるものを(何処で、誰が、どんな事を、どれだけ)の要領で記載
イ. 出発地、出発の時刻、目的地
ロ. 運行の状況、乗車人員、積載物・量
ハ. 事故当時の速度、位置関係、乗務員のとった措置、事故後の状況、地形、道路状況、スリップの軌跡
ニ. 死傷者の氏名、性別、年齢、負傷者の程度(当事者と相手側と分ける)

警察、家族、会社等へ連絡、死者又は負傷者にとった処置、病院への収容状況、旅客、積荷等の処置を記入

警察の調書、運転者及び目撃者の証言等を参考に記入

・事業者として講じたものを具体的に記入
・事故原因が明らかになってから講ずる場合は「原因究明結果待ち」と記入し、緊急的に講じた対策についても記入

記載しないこと

衝突事故のときのみ記入

- ・正面衝突：自動車同士が相手方と対面して接近し、衝突又は接触した場合
- ・側面衝突：自動車同士が相手方と対面方向又は同方向以外の方向に進行して衝突又は接触した場合
- ・追突：自動車同士が相手方と同方向に進行して衝突又は接触した場合で次の接触以外の場合
- ・接触：自動車同士が相手方と並進中又は後続車が先行車を追い抜き、もしくは並進しようとして接触した場合

「衝突」

- ・自動車又は原付と衝突・接触し当該車両に乗っている者を死傷させた場合は衝突とし、自転車に乗っている者を死傷させた場合は死傷とする
- ・家屋その他の物件と衝突して付近にいた人を死傷させた場合は衝突とする

「死傷」

- ・歩行者又は自転車を撥ね死傷した場合
- ・走行中の車両への飛び乗り又は飛び降り等によって死傷した場合

発生した事故の種類を区分番号を○で囲む。
(2種類以上の事故の場合、最も大きな被害を発生した事故の種類とする。飲酒等・救護違反の場合両方記載)

2種類以上の事故を併発した場合は、その発生順に従い数字を記入

運転者、乗客、車掌等の合計を記入

路肩部分を含む道路の総幅員 ※歩道は含まない

警戒標識が設置されており、当該標識により運転上注意の必要があると認められる箇所において事故が発生した場合は「有」

トラック事業者からの運送の依頼により貨物運送を行った場合には「1」を、それ以外は「2」を○で囲む

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
転覆																
転落																
路外逸脱																
火災																
踏切																
衝突																
死傷																
危険物																
車内																
飲酒																
健康起因																
救護違反																
車両故障																
交通傷害																
その他																
発生順						1										
転落差																
水深																
衝突等の状態		1 正面衝突 4 接触			2 側面衝突 5 物件衝突			3 追突								
車名		ADG-DC125			けん引車がけん引車を連結して事故を引き起こした場合には記載			初度登録年又は初度検査年								
事業用		1 乗合旅客 3 乗用旅客 5 一般貨物 (イ特別合せ貨物 (ロ)その他) 6 特定貨物			2 貸切旅客 4 特定旅客 7 特定第二種											
家用		1 有償貸渡し (レンタカー) 2 有償旅客運送			3 その他											
種別		1 普通			2 小型			3 その他								
乗車定員		2 人			乗車人員			1 人								
最大積載量		39,200 (9,500) kg			積載量			28,000 kg								
積載量		29,000 kg			積載量			28,000 kg								
許可等の必要性		制限外許可 特殊車両通行許可 保安基準の緩和			1 有 2 無			2 有 3 無								
許可等の取得状況		制限外許可 特殊車両通行許可 保安基準の緩和			1 有 2 無			2 有 3 無								
貨物の内容		1 土砂等 4 生コンクリート 7 原木、製材			2 長大物品等 5 危険物等 8 引越			3 コンテナ 6 冷凍、冷蔵品 9 その他								
積載の有無		1 有			2 無			3 無								
積載危険物の種類		1 危険物 4 核 イエロカードの携行状況			2 火薬類 5 R1 6 毒劇物			3 高圧ガス 7 可燃物								
道路の種類		1 道路 (イ高速自動車国道 ロ自動車専用道路等 ハその他) 2 その他の場所			その他の場所とは、構内、営業所等、一般交通の用に供しない場所											
道路の幅員		1 平たん			2 上り			3 下り								
道路の形態		1 直線 4 交差			2 右曲り 5 つづら折			3 左曲り								
路面の状態		1 乾			2 湿			3 積雪			4 氷結					
警戒標識の設置		1 有 2 無			☆ 当該道路の制限速度			60 km/h								
路切の状態		1 遮断機付き 3 その他			2 警報機付き											
運行計画		長岡営業所 6:40 ~ 新潟県柏崎市 (○) 建材 ~ 着7:00 発9:00 群馬県高崎市 (□) 建設 ~ 長岡営業所 着12:00 発14:00			運送契約の相手方が旅行業者等の場合には、氏名又は名称、住所のほか旅行業者等の登録番号を記載											
運送形態		1 有			2 無			3 無								
運送形態		1 下請運送			2 その他											
荷送人の氏名又は名称及び住所		(株) ●●建設 新潟県長岡市△△1-2-3			安全性優良事業所の認定 (貨物のみ)			1 有			2 無					
荷受人の氏名又は名称及び住所		□□建設 (株) 群馬県高崎市○○4-5			原則、医師の診断結果に基づき記入する											

危険認知時の速度	70 km/h
危険認知時の距離	20 m
スリップ距離	5 m
当該自動車の事故時の走行等の態様	1 直進 (加速) 2 直進 (減速) 3 直進 (定速) 4 後退 5 追越 6 右折 7 左折 8 駐車 9 停車 10 転回 11 合流 12 その他
道路上での事故の場合には事故発生地点	1 車道 2 歩道 3 横断歩道 4 路側帯 5 路肩 6 交差点 7 バス停留所 8 トンネル 9 その他
死傷事故の場合には死傷者の状態	1 左側通行 2 右側通行 3 信号無視 4 車道通行 5 歩道通行 6 横断歩道歩行 7 車の直前横断 8 斜横断 9 飛び出し 10 陥凹 11 路上作業 12 路上遊戯 13 乗降中 14 安全地帯 15 自転車運転 16 その他
車両の故障に起因する場合には故障箇所	1 原動機 (速度抑制装置を除く) 2 速度抑制装置 3 動力伝達装置 4 車輪 (タイヤを除く) 5 タイヤ 6 車軸 7 操縦装置 8 制動装置 9 緩衝装置 10 燃料装置 11 電気装置 12 車枠及び車体 13 連結装置 14 乗車装置 15 物品積載装置 16 窓ガラス 17 騒音防止装置 18 ばい煙等の発散防止装置 19 灯火装置及び指示装置 20 反射器 21 警音器 22 視野を確保する装置 (後写鏡、窓ふき器等) 23 計器 (速度計、走行距離計等) 24 消火器 25 内圧容器及びその附属装置 26 運行記録計 27 その他
氏名	北陸 信
年齢	55 歳
経年数	12 年
本務・臨時の別	1 本務 2 臨時
自動車運転の職業としての勤務状況	☆ 事故日以前1ヶ月間に出勤しなかった日数 5 日 ☆ 乗務開始から事故発生までの乗務時間及び乗務距離 8 時間 550 km ☆ 最近出勤しなかった日から事故日までの勤務日数及び乗務距離の合計 4 日 3700 km
乗務中の業務	1 死亡 2 重傷 3 軽傷
シートベルトの着用状況	1 着用 2 非着用 3 非装備
交替運転者の配置	1 有 (交替後の乗務時間及び乗務距離) 2 無
過去3年間の事故の状況	(過去3年間の事故件数) 1 件 (最近の事故年月日) 21年 2月 3日
過去3年間の道路交通法の違反の状況	(過去3年間の違反件数) 2 件 (最近の違反年月日) 20年 1月 9日
過去3年間の適性診断の受診状況	1 有 (最近の受診年月日) 21年 7月 1日 (適性診断受診場所) N A S V A 新潟支所
最近の健康診断の受診年月日	(最近の受診年月日) 22年 5月 20日
本務・臨時の別	1 本務 2 臨時
損害の程度	1 死亡 2 重傷 3 軽傷
シートベルトの着用状況	1 着用 2 非着用 3 非装備
運行管理者	氏名 北陸 信 統括運行管理者 新潟 運
運行管理者資格者証番号	北信新貨物第000号 新新第000号
損害の程度	●死亡 1 人 (うち乗客 人) ●重傷 1 人 (うち乗客 人) ●軽傷 1 人 (うち乗客 人)
事業者番号	
再発防止対策	

当該自動車の大部分が位置していた場所
・重複する場合は該当する

当該自動車を運転することができる資格を得たときからの運転経験の期間

事業用運送事業者から当該運送事業の用に供する自動車の運転者として選任されている者を「本務」、それ以外は「臨時」として記載

事業用自動車の乗務中の事故・違反

「死亡」とは事故発生後死亡した者で24時間以内に死亡した場合

※健康起因に関する事故の場合、別表2に掲げる調査事項を調査の上、提出すること。

※事故原因が車両故障に起因する場合、別表3に掲げる調査事項を調査の上、提出すること。

自動車事故報告書（裏面）の「区分」は、以下のとおりです。

(1) 転 覆

自動車が道路上において路面と35度以上傾斜したとき

(2) 転 落

自動車が道路外に転落した場合で、その落差が0.5メートル以上のとき

(3) 路外逸脱

自動車の車輪が道路（車道と歩道の区分がある場合は、車道）外に逸脱した場合で「転落」以外のとき

(4) 火 災

自動車又は積載物品に火災が生じたとき

(5) 踏 切

踏切において、鉄道車両と衝突し、又は接触したとき

(6) 衝 突

鉄道車両、トロリーバス、自動車、原動機付自転車、可牛馬車、家屋その他の物件に衝突し、又は接触したとき

(7) 死 傷

死者（事故発生後24時間以内に死亡したもの）または重傷者（自動車損害賠償法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる傷害）を生じたとき（「車内」に該当する場合は除く）

(8) 危険物等

・ 次の積載物の全部または一部が飛散または漏えいしたとき

イ 消防法第2条第7項に規定する危険物

ロ 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類

ハ 高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガス

ニ 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物

ホ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物

ヘ シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第2に掲げる毒物又は劇物

ト 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する可燃物

・ 自動車に積載されたコンテナが落下したもの

(9) 車 内

操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により、旅客に傷害（自動車損害賠償法施行令第5条第4号に掲げる傷害）が生じたとき

(10) 飲酒等

酒気帯び運転（道路交通法第65条第1項に規定する違反行為）、無免許運転（道路交通法第64条に規定する違反行為）、大型自動車等無資格運転（道路交通法第85条第5項から第9項までに規定する違反行為）又は麻薬等運転（道路交通法第117条の2第3号の罪に当たる行為）を伴う事故

(11) 健康起因

運転者の疾病により運行できなくなったとき

(12) 救護違反

救護義務違反（道路交通法第117条の罪に当たる行為）があったもの

(13) 車両故障

- ・自動車の装置の故障により運行できなくなったとき
- ・車輪の脱落、被牽引車（トレーラ）の分離を生じたもの

(14) 交通障害

- ・橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3時間以上鉄道の運行を休止させたもの
- ・高速自動車国道又は自動車専用道路を3時間以上の通行を禁止させたもの

(15) その他

(1) から (14) までに該当しないとき